



皆野町けんこう大使
み～な

国保からの お知らせ

まだ
間に合
います！

～特定健診・がん検診の受診はお済みですか？～

40歳以上75歳未満のかたは、必ず年に1回特定健診を受けましょう！
年齢に応じて、若年健診・高齢者健診(後期高齢者医療制度加入者)もあります！

定期通院中のかたへ

定期的に通院し検査(血液・尿検査など)をされているかたは、特定健診を受けていなくても、この検査データを町へ提供していただくことにより、特定健診を受診したことになり、重複して検査をする必要がなくなります。対象者には、12月に封書で書類を送付しています。データ提供のご協力をお願いします(2月末日まで)。

～交通事故にあったら(第三者行為)～

■ 国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療制度の加入者(被保険者)が交通事故などにあつたときは・・・

交通事故や傷害事件など、第三者(加害者)の行為により受傷などをした場合、その治療費や介護サービス費は加害者が負担するべきものです。

保険証を使用して治療を受けた場合でも、治療費を一時的に医療保険者など(町国保)が立て替えた後で加害者に請求することになります。

■ 交通事故などにあつたときは、次のような手続きを行います

- ・警察に届け出てください。事故の無届けはトラブルのもとです。
- ・町民生活課(②番窓口)へ必ず届け出てください(届け出は法律上の義務となっています)。

町民生活課への届け出に必要なもの

- 保険証 ○印鑑 ○交通事故証明書(自動車安全センターへ申請することで入手可能) ○その他様式
- ※様式は町民生活課または任意で加入されている保険会社にありますので、お問い合わせください。

■ 示談はくれぐれも慎重に

町民生活課へ届け出る前に、加害者から治療費を受け取って示談を済ませてしまうと、医療保険者(町国保)などから加害者への治療費の請求をできない場合があります。

示談の前に、町民生活課へご相談ください。

問合せ 町民生活課 保険年金担当 ☎62-1232



問合せ 秩父年金事務所
☎27・6560

町民生活課 保険年金担当
☎62・1232

年金受給権者が死亡したときは、戸籍の届け出とは別に14日以内に年金受給権者死亡届を提出しなければなりません。

年金は亡くなった月の分まで受けることができます。そのため、まだ受けていない年金(未支給年金)があるときは、遺族のかたが受け取ることができます。

未支給年金を受けられるかたは、亡くなったかたと生計を同じくしていた遺族のかたです。

また、配偶者・子については、遺族給付も請求できる場合があります。

年金受給権者死亡届の提出が遅れると年金の払い過ぎにより、返納金が発生する場合がありますので注意してください。

年金受給権者死亡の
ときは届け出を